第11回日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設検討委員会
会議録

日　時	令和8年8月28日（金）午後1時30分　～　午後2時30分
場　所	西郷ニューホープセンター(美郷町)
参加者	１９名（傍聴者１名含む）
出席者	委員　学識経験者　土手裕委員（長)、原田隆典委員、 住民代表　　山下諭委員 連合長が必要と認める者　　松本恵喜委員、
	事務局　　日向市　東村環境政策課長補佐 門川町　金丸環境水道課長 美郷町　黒木町民課長補佐 諸塚村　田丸住民生活課長 椎葉村　黒木税務住民課長、椎葉主幹 広域連合事務局　黒木事務局長、上杉事務局長補佐、 田口係長、黒木主査、長友主査
	コンサル　株式会社建設技術研究所（以下「建技研」という。） 平川主幹、池田主任、能美技師
欠席者 (委員長委任)	大榮薫委員、末次大輔委員、佐伯雄一委員、山田大志委員、黒木良昭委員、小野圭一委員、小野和久委員
次　第	1　開会 2　委員長あいさつ 3　協議（議事進行：委員長） (1) 前回委員会の確認【資料1】 (2) 生活環境影響調査報告（予測・評価）について 【資料2-1、資料2－2】 (3) 今後のスケジュールについて【資料3】 (4) その他 4　閉会 ＜配付資料＞（全公開資料） 【資料1】　第10回建設検討委員会議事要旨 【資料2-1】生活環境影響調査報告（予測・評価） 【資料2-2】【総括】生活環境影響調査報告（予測・評価） 【資料3】　今後のスケジュール

会議内容
1　開会 2　委員長あいさつ 3　協議（議事進行：委員長） 4　閉会

議事（1）前回委員会の確認	
委員長	協議事項（１）「前回委員会の確認」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 1「第 10 回建設検討委員会議事要旨」に基づき、前回委員会における主な確認事項について説明する。 まず、「（１）前回委員会の確認」について、種子吹付に使用する種子は、クリーピングレッドフェスクが環境省の侵略的外来種リストに含まれていることから、田んぼで使われているイネ科のイタリアンライグラスなどを使っていただきたいとの意見があった。これに対し、種子の種類については、実施設計において選定すると回答させていただいた。 次に、「（２）基本設計」について、屋内作業における作業員の健康被害はどのように対応する予定かという意見があった。これに対し、作業者の健康リスクとして考えられる酸欠については、酸素や二酸化炭素の濃度を測定し、問題がないことを確認した上で入室することとしていると回答させていただいた。 次に、停電時の浸出水処理のバックアップのために自家発電の電力に切り替えられるようにしたらどうかという意見をいただいた。これに対して、自家発電の導入事例は殆どないこと、停電時は散水を行うことができないこと、水処理運転に伴う電力量は多いので自家発電の導入は考えていないと回答させていただいた。 次に、樹木について、美郷町は桜や紅葉が盛んな地域であるため、場内に新たに植えるのであれば、そのような樹種を植えたらどうかという意見をいただいたので、今後の実施設計で検討したいと回答させていただいた。

次に、この地域は降雨量が多いことから、工事中の濁水処理については、どのように考えているのかという意見をいただいた。これに対して、土砂流出防止対策が重要であるため、下流に影響が発生しないように工事中にも土砂溜め設備を配置すると回答させていただいた。

次に、防災調整池における改良土について、どのような材料を用いるのかという意見をいただいた。これに対して、改良土はセメント改良を想定しており、セメント改良により盛土内への浸透を防止でき、十分な強度を確保できるため、安定性に問題はないと回答させていただいた。

次に、貯留構造物について、なぜ建築構造物とした場合の費用が高くなるのかという意見をいただいた。これに対して、建築構造物は住居として想定されるため、人的被害が発生しないよう、コンクリートピットを基礎として活用することとなり、鉄筋量が多くなる。一方、土木構造物は施設が破壊されないよう安全性を確保する必要があり、コンクリートピットの厚さが厚くなる。屋根を含めた工事数量を積算した結果、土木構造物とした方が安価となり、土木構造物が優位であると回答させていただいた。

次に、「（３）生活環境影響調査中間報告」について、河川水質調査の下流側の採水地点は、耳川流入直下とした方がよかったのではないかとの意見をいただいた。これに対し、耳川流入直下で採水する場合、ボートが必要となるため、作業性及び費用を考慮し、橋の上から採水することとした。また、それぞれの採水地点における水質変化に影響ないことも確認していると回答させていただいた。

次に、地下水水質について、鉛やヒ素が検出されているため、環境基準値以下であるが、住民は検出されたことに驚かれるので、自然由来であり、問題のない範囲で安定している結果であることを示した方がよいとの意見があった。これに対し、自然由来であることを確認した上で、環境基準値以下の安定した水質であることが分かるよう、コメントを追加することを回答させていただいた。

次に、悪臭について、最終処分場建設後に規制地域へ変更されることはないかとの質問があった。これに対し、悪臭の規制地域は宮崎県が指定するものであり、事業者が指定するものではなく、評価に当たっては、規制地域の

	基準を参考とする予定であると回答させていただいた。 次に、「（４）今後のスケジュール」について、令和８年９月の建設同意には地権者の同意も含まれるのかとの意見があった。これに対し、この時点で予定しているのは花水流区の同意であり、地権者の同意はその後に進める予定であると回答させていただいた。また、建設地内に農地があったと記憶しているが、農地転用の手続は実施しているのかとの質問に対しては、美郷町に確認しながら、事業期間内に手続を進める予定であると回答させていただいた。 以上が、資料１に基づく前回委員会の確認事項である。
委員長	ただいまの説明について、質問や意見はないか。 よろしいか。
	議事（2）生活環境影響調査報告（予測・評価）について
委員長	次に、協議事項(2)「生活環境影響調査報告(予測・評価)について」、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料2－1及び資料2－2に基づき説明する。 資料2－1は生活環境影響調査報告(予測・評価)の詳細版であり、資料 2－2はその総括版である。はじめに資料2－1により各項目の概要を説明し、その後、資料2－2によりまとめということで説明させていただく。 生活環境影響調査の予測結果ということで、各生活環境影響の項目について予測方法や予測結果、そしてそれをどのように評価したかという構成で説明させていただく。 まず、(資料2－1　P1)「1．1大気質(粉じん)」について、粉じんについては、降下ばいじん量を対象として予測を行うもので、1ページの図1や右側に示した複雑な式を用いて計算を行うもので、2ページでその概要のモデルを説明している。2ページの左側の図2に計算モデルがあるが、埋立施設から予測地点である民家に向かって風が吹いている状況を想定した予測を行っている。また、予測上では、被覆施設がない状態を想定し、周辺への影響が大きくなる条件で予測している。2ページの右上の図3であるが、小田集落、小川吐集落、仮迫集落それぞれに向かって粉じんがどのように舞うかを予測したものになる。これは埋立作業を想定した粉じんの発生を想定しており、表1では埋立作業を想定した重機をこのように配置するということである。 (資料2－1　P3)予測結果は、表2の予測地点①から③とあるが、降下ばいじん量が予測結果である。小田集落は 0.04t/km2/月、小川吐集落は 0.03t/km2/月、仮迫集落は 0.00008t/km2/月である。参考基準である 20t/km2/月と比較すると、

いずれも小さい予測結果となった。影響の分析について、ここが評価になるところであるが、粉じんの影響をさらに低減するため、表3に環境配慮事項を記載している。埋立作業時には被覆施設の門扉を閉め、埋立区域への散水を実施する。また、埋立地内の周回道路外縁にネットフェンスを設置し、周辺への粉じんの飛散を防止することで低減したいと考えている。最後に環境保全目標について、これは参考となる基準との関係であるが、こちらの基準値と比べて小さな値であるということで、今回の影響は小さいと評価している。

（資料2－1　P3）次に、「1．2大気質（NO_2、SPM）」の内、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、廃棄物を運搬する車両の排気ガスとして排出されるもので、計算式については割愛させていただく。

（資料2－1　P4）（3）予測の前提条件について、交通量については、実際の現地調査を行って、最終処分場への搬入運搬車両は、焼却灰の運搬車両 2 台／日、破砕不燃物の搬入運搬車両1台／日の合計3台／日を追加する想定とした。そして、道路幅員や走行速度を測っている。表4にそれぞれの走行速度に対してどれだけ窒素酸化物や浮遊粒子状物質が出るのかという係数をかけることで、現況からどれだけ影響があるかを予測した。

（資料2－1　P5）（5）予測結果を記載している。これは運搬車両の影響なので、予測地点は小川吐集落沿道で、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の現況が0.001ppm、0.01mg/m^3に対して、予測結果は 0.0010004ppm と 0.0100001mg/m^3であり、影響はかなり小さく、寄与度はそれぞれ 0.04%、0.001%程度増える結果となった。これらに対して、影響の分析ということで、運搬車両は低公害車の導入を促進し、この影響を更に低減させることを考えている。

（資料2－1　P6）環境保全目標との関係は、環境基準値よりも十分小さい値であるということに加えて、環境保全配慮事項を実施することで影響は小さくなるということで評価している。

（資料2－1　P6）次に、「1．3騒音（環境騒音）」については、2種類あり、埋立作業による環境騒音と水処理施設の稼働による騒音、そして廃棄物運搬車両の騒音がある。

（資料2－1　P7）調査地点は小田集落と小川吐集落の2箇所で牛舎は参考である。予測時期については、埋立作業時間帯は平日の9時から 17 時までであるが、浸出水処理施設の稼働時間帯は 24 時間とし、予測時間帯は、朝、昼間、夕及び夜間の 4 区分とした。左下の（4）予測の前提条件については、浸出水処理施設内の騒音発生源は曝気ブロア4台とし、騒音パワーレベルは1台当たり 95dB と設定した。また、このようなブロアにはブロア室といって騒音を低減するような部屋

に設置するため、それを想定した設計としている。屋根や床はコンクリート、壁面はALC 板とし、壁及び天井には厚さ 50mm のグラスウール吸音材を貼り付けた部屋にブロアを設置するという計算をしている。表 12 については、埋立作業に使う機械を想定してバックホウ、ホイールローダなどを設定している。

（資料2－1　P8）表 13 に予測結果を示している。最終処分場の敷地境界を予測地点としており、朝、昼間、夕及び夜間をそれぞれ記載している。影響の分析については、建設機械については低騒音型を使用し、機械については屋内に設置することを記載している。表 16 が予測結果と環境保全目標の基準値との比較であり、すべて環境基準を下回っている状況である。これらのことから実際に影響は小さいと評価している。

（資料2－1　P9）次に、「1．4騒音（廃棄物運搬車両の走行による影響）」について、図8の小川吐集落沿道を予測地点と設定した。

（資料2－1　P10）（4）予測の前提条件は、運搬車両は3台程度とし、これについても走行速度などを条件とし、「（5）予測結果」については、0.3db 程度の増加量ということで、四捨五入すると現況と変わらないこととなった。「（6）影響の分析」ということで更に低減するために、車両については、空ぶかしなどをさせない指導をしたいと考えている。環境保全目標との関係では環境基準値は、一般の敷地境界より少し高い基準で設定された 70dB に対して予測結果は 68db ということで、これは満足しているという評価をしている。

（資料2－1　P11）次に、「1．5振動（環境振動）」である。振動は、環境振動と運搬車両による振動の影響を予測している。計算方法や予測条件などは騒音と同じである。騒音のレベルが振動のレベルに置き換わるという認識をいただきたい。振動については、結果のみお伝えする。

（資料2－1　P12）表 25 の敷地境界の予測地点において、予測結果が、昼間と夜間でそれぞれ 25db、17db、32db、32db となっている。環境基準については、60db、55db、60db、55db であり、十分下回っていると評価ができると思う。

（資料2－1　P13）次に、振動の内、廃棄物運搬車両の走行による影響についてである。こちらも計算方法は先程と同じで、14 ページで結果をお伝えする。

（資料2－1　P14）表 29 で 27db という結果であった。環境基準は 65db で、こちらも基準を下回っていると評価している。

（資料2－1　P15）次に悪臭について説明する。悪臭については、定量的に予測することができないため、事業計画内容のうち悪臭防止対策から類推する定性

的な方法で行うこととした。

悪臭については、予測地点は民家としている。「(5)予測結果」で、本事業は準好気性の埋立構造を採用する。埋立の進捗に応じて覆土を実施することで、悪臭の発生を防止する。受け入れる廃棄物については、中間処理を行った残渣を埋め立るものであり、強い悪臭を発生させるものは埋立ない。

覆土については、廃棄物の厚さ2．5メートル毎に厚さ0．5メートル程度の中間覆土を施工すると記載している。

加えて、覆蓋という物が屋根と壁で覆われるということで周辺への拡散を抑えられるということで影響が小さいと予測している。

「(6)影響の分析」で表 30 に環境配慮事項を記載しているが、まず、匂いが出る腐敗しているような物は埋立しないということが記載されていることと、覆土を確実に実施するということで悪臭を低減する。これらにより影響は小さいと考えている。

(資料2－1　P16)次に「1．8河川水」である。河川水については、実際に水処理施設で処理した処理水をダム湖に放流する。それに伴う水質の影響を予測した。

「(5)予測結果」について説明する。まず、埋立地内で人工的に散水を行うことで発生する浸出水を浸出水処理施設で適切に処理した後、放流水質基準などを満足する水質を確認した上で放流する。

受け入れる廃棄物は、中間処理を行った残渣であるため、水質負荷は一定程度抑制されるものと考えている。人工的な散水を行うため、急激な雨でいきなり増えることはない。水量、水質共に一定の負荷が生じることになる。

水処理施設では、処理工程毎に適切に水質の管理を行うとともに、継続的にモニタリングも実施する。水質に異常が確認された場合には、処理水を返送し、再度処理を行う対応とさせていただく。それによって、基準を満足しない処理水が流れないようにする。もし、水処理施設が故障してしまった場合、これは処理ができないことが想定される。また、停電などの災害によって水処理施設が稼働できない場合、埋立地への散水を停止することで新たな浸出水を発生させないということである。それでもやや遅れて発生した浸出水は調整槽に一時貯留し、水処理施設の復旧後に適切に処理する。このため、異常時においても未処理の浸出水が放流されないように計画している。

以上のことから、しっかり管理をした上で放流するということ、そして異常時においては、放流を行わないことによってダム湖の水質に及ぼす影響は小さいとしている。

右側に参考ということで、今回の大内原ダムの流域と候補地との関係を記載し

ている。実際に定量的ではなく定性的に説明させていただいたが、実際にダム湖に溜まる水と放流水量の関係について、記載している。特にダム湖の中で、乾季と雨季で水の量が変わること、建設候補地で放流する量と大内原ダムに溜まる量をそれぞれ計算した結果、放流水量をダム湖に溜まる水量と比較すると、水が少ない乾季でも 0.003％で希釈は 3 万 8 千倍であった。雨季では、0.0003％で 32 万倍、平均すると 16 万倍で十分に薄まるとして記載している。

（資料2－1　P17）左側には計画処理水質や水処理フローを記載している。右側には、(6)影響の分析と環境保全目標との関係ということで、先程説明したとおり、適切に管理を行うことを記載している。

（資料2－1　P18）次に、「1．9地下水」の項目になる。地下水については、埋立地を造ることによって、全体的な地下水の流れがどのように変化するか、ということになる。まず、現況について、図 18、19 で地下水の流れを記載している。今回は、候補地内の標高の高い所から低い所に地下水も流れているということが確認されている。

（資料2－1　P19）図 20 に埋立地や処理施設を記載しているが、赤やオレンジの地下水を集める管を設置することで、地下水を上流から下流へ流す構造としている。これにより、地下水の流れは現況から大きく変わらないと予測している。

（資料2－2　P1）最後に、まとめとして説明させていただく。表の中は、それぞれの評価項目、予測地点、予測条件、予測結果、評価結果について記載している。こちらについては、ご覧いただければと思う。1ページの左上に総括と記載があるが、まず、最終処分場の建設及び供用に伴う生活環境への影響について、予測をした。粉じん、排ガス、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水について、定量的、定性的に予測した。

環境保全目標があるものについては、しっかりそれを満足し、廃棄物運搬車両の走行による周辺環境への影響は小さいと予測している。

悪臭についても、埋立構造や覆土の実施などにより、影響は小さいと予測している。水質についても、水処理施設で適切に処理し、基準を満足した上で放流することから、影響は小さいと評価している。地下水についても、地下水集排水設備の設置などを踏まえて、地下水の流動への影響は小さいと予測している。

以上より、本事業において計画している環境保全対策及び維持管理を適切に行うことで、最終処分場の建設及び供用に伴う生活環境への影響は、総じて小さいものと評価している。説明は以上である。

委員長	ありがとうございます。多くの項目があるが、どの項目からでも構わないので、質問や意見をお願いしたい。
委員	今後、地域住民を対象とした説明会を開催する場合、デシベルという単位だけでは、一般の住民には具体的な音の大きさが分かりにくいのではないか。50 デシベルと言われても実感しにくいため、地区で一般住民に説明する場合であれば、実際の生活の中である音の大きさで説明していただいた方が分かりやすいと思ったので発言させていただいた。
事務局	意見を踏まえ、住民説明会では、デシベルの数値だけでなく、参考となる音の大きさの目安についても説明する。 一般的な目安として、60 デシベル程度は、役場等で通常に会話している程度の音に相当する。100 デシベル程度になると、電車の通過音など、かなり大きな音となる。今回の予測結果は 40 デシベルから 50 デシベル程度のものが中心であり、通常の生活環境に対する影響は小さいものと予測している。住民説明会では、より分かりやすい表現を用いて説明するよう工夫する。
委員	スピーカーなどを用いて実際の音を聞いてもらう方法も考えられる。準備が可能であれば、そのような方法も含めて検討してはどうか。
事務局	承知した。
委員	粉じんや騒音の予測をする際に、粉じんは遮蔽物がない状態ということであったが、散水を行えば感覚的には、100 分の 1 程度に落ちるのではないかと思うが、数値的な資料があれば教えていただきたい。
事務局	まず、前提として、今回の予測は、環境省の生活環境影響調査の手引きに基づいて予測を行っている。その中で、散水による影響を予測計算する方法はないと記載されている。そのため、低減するための環境配慮事項として整理している。
委員	承知した。騒音はいかがか。遮蔽物等により 10 デシベル程度低減できる可能性があると思われるが、具体的な低減率は把握しているか。
事務局	実際にどのような壁の構造にするかということはあるが、吸音率というものがある。どのように吸音されるかというものはある。実際に騒音については、吸音率を用いた計算となっている。
委員長	よろしいか。
委員	はい。
委員長	資料2－1の 16 ページの表 32 について、放流水量に対して大内原ダムの集水量が 100 倍以上の希釈となっており、低水量時でも3万倍以上と記載されているが、どの数値とどの数値を比較しているのか教えていただきたい。
事務局	表 32 で説明させていただくと、月の放流水量 682 ㎥とダムに溜まっている流量

	25,663,200 ㎥との比較となる。
委員長	河川において、低水流量時に浸出水に対して 100 倍となる地点とされているのはなぜか。
事務局	こちらは説明不足であったが、100 倍以上の希釈ができると、しっかり希釈の効果が出ているという一般論を記載させていただいている。
委員長	排水基準では 10 倍希釈を想定しているので、更に 10 倍薄まる 100 倍ということか。
事務局	補足をさせていただくと、乾季と雨季の水深で変わるが、具体的には、放流地点から約 1.8m から 2.5m 付近で 100 倍程度となる計算が想定される。
委員	資料2－1の 19 ページの地下水集排水設備について、長期間の使用により目詰まり等が発生し、排水機能が低下することも考えられる。実施設計において、そのような事態も想定した構造及び維持管理方法を検討した方が良いのではないか。
事務局	実施設計の検討事項とさせていただく。
委員長	ほかに意見はないか。 よろしいか。
	議事（3）今後のスケジュールについて
委員長	次に協議事項（３）「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 3「今後のスケジュールについて（修正版）」に基づき説明する。資料作成後に一部予定の変更が生じており、資料の記載と現時点の予定に若干の相違があるため、あらかじめ了承いただきたい。 まず、令和 8 年 8 月については、本日、第 11 回検討委員会を開催している。耳川水系各漁業組合との公害防止協定に関する協議は、６つの漁業組合が合併について協議する耳川管理委員会を当初8月中に開催する予定であったため、そこで説明を予定していたが、昨日、耳川管理委員会の会長より、その会議の日程調整が難しく、9 月にずれ込むとの連絡があった。したがって、協議は、9 月中旬頃になるものと考えている。 令和 8 年 9 月については、花水流区臨時総会を 9 月 17 日午後 6 時 30 分から開催する予定である。臨時総会では、次期広域最終処分場建設の概要、公害防止協定及び地域振興交付金などについて説明する予定である。また、臨時総会に先立ち、花水流区地域協議会を開催する予定である。公害防止協定

	については、花水流区、仮迫区、漁業組合及び美郷町との協定を 9 月下旬に予定している。ただし、漁業組合との協議時期が現時点で確定していないため、協定の締結時期が 10 月にずれ込む可能性がある。花水流区との建設同意については、9 月下旬に締結する予定である。最終処分場実施設計の契約については、当初 9 月中旬を予定していたが、8 月末頃の契約となる見込みである。 令和 8 年 10 月以降は、花水流区との建設同意の締結後、処分場用地の取得に向け、地権者との用地交渉及び税務署などの関係機関との協議を進めていきたいと考えている。今後のスケジュールの説明は以上である。
委員長	ただいまの説明について、質問や意見があればお願いしたい。 よろしいか。
議事（4）その他	
委員長	次に、協議事項（４）「その他」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	本日の検討委員会はすべて公開で開催しているため、記者発表は行わない。会議録については、後日、委員の確認を経た上で、配付資料と併せて公表する予定である。以上である。
委員	今回で建設検討委員会は終了したわけであるが、先日、地区住民を対象とした住民説明会が開催された。その中で、近年問題となっている水道水に関するＰＦＡＳの事項について、不安を持っている住民がいるとの話があり、広域連合の回答を聞いた。そもそも、今回の最終処分場の生活環境影響調査では、調査項目に含まれていなかったため、それについては、回答できなかったように思う。ただ、わたしもその時の話を聞いていて、最終処分場からの処理水を住民が直接飲料水として使用する訳ではないが、もしも検出された場合に、下流域である日向市が水道水として利用する可能性を考えると、耳川の水量の中で希釈されるため、心配はないだろうという感覚は持っているが、不安を持つ住民がいることは理解できる。 最終処分場の運用は 15 年程度なので、それまでの間に新たな規制項目や確認項目が示される可能性もある。少しでも広域連合の手元の資料で、そういった基準などが変更された場合に適切に対応できるよう、処理水についても責任を持って、数値を管理や確認をする体制で臨んでいただきたい。 もし、最終処分場が稼働した後に検出された時に、広域連合の資料にはこういった資料があり、ダムの貯水量や放流量との関係から、処理水が十分に希釈されることを示せるように、そういったことを今後も念頭に置いて、住民に説明できる資料を整理しておいてほしい。
委員長	懸念されているのは、水質について新たに排水基準が追加された場合にはどう対応するのか、という内容でよいか。

委員	はい。
事務局	ＰＦＡＳの件について回答させていただく。令和８年７月 15 日に、美郷町の地区住民を対象とした説明会を開催した。その際、ＰＦＡＳについてモニタリングを実施してほしいとの質問があった。現時点では、ＰＦＡＳについて排水基準が設定されていないため、今回の調査項目には含めていない。しかし、今後、法令基準などが定められた場合には、新たな排水基準を遵守する必要があるため、その時点の法令基準に従って適切に対応する、と回答させていただいた。 また、宮崎県が県下の河川水などのＰＦＡＳ調査を実施しており、耳川でＰＦＡＳは検出されていない。日向市の浄水場についても、取水時及び浄水後の水についてＰＦＡＳの調査が実施されていると伺ったので問い合わせたが、ＰＦＡＳは現時点で確認されていないとの回答であった。現時点では、耳川の水環境については確認している。 ただいまの質問への回答としては、今後、排水基準が設定された場合には、法令を遵守したいと考えております。以上である。
委員長	事務局からの「その他」についてはよろしいか。
事務局	先程説明した資料３の裏面について、補足説明をしたい。今回、検討委員会が最後ということで、今後の最終処分場供用開始までのスケジュールについて説明させていただく。先程の資料３の裏面の表２について、補足説明をする。 令和８年度については、先程説明があったとおりである。資料に示すとおり、今年度と令和９年度の２か年で実施設計を進め、積算及び工事発注を行い、令和 10 年度から令和 12 年度にかけて建設工事を実施する計画である。計画では令和 13 年度から次期最終処分場が稼働予定である。 また、建設同意が令和８年９月に得られた際には、地権者に対して用地交渉などを進める予定である。説明が前後したが、補足説明は以上である。
委員長	今後のスケジュールについてはよろしいか。従前と大体同じスケジュールである。では、「その他」で何かあればお願いしたい。 よろしいか。それでは特にないようなので、以上をもって、本日の協議を終了する。進行を事務局へお返しする。
事務局	土手委員長、御進行いただき、ありがとうございました。 委員の皆様には、長時間にわたり御協議いただき、誠にありがとうございました。 以上で、第 11 回日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設検討委員会を閉会いたします。 なお、本日の委員会をもって、次期広域最終処分場建設検討委員会は終了

となります。 委員の皆様には、これまで長きにわたり、次期広域最終処分場建設について御審議及び御検討いただき、ありがとうございました。 日向東臼杵広域連合としては、これまでの検討結果を十分に踏まえ、実施設計及び建設工事を適切に進めてまいりたいと思います。委員の皆様のこれまでの御尽力に、改めて心より感謝いたします。お帰りの際は、どうぞお気をつけてお帰りください。 以上で、検討委員会を終了します。　～閉会～